

返戻金制度について

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という）、当行は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- （１）入社後一箇月以内の場合：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の 80%
- （２）入社後一箇月から三箇月以内の場合：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の 50%